

令和6年度山形市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、空き家を有効活用し、移住・定住の促進を図るため、山形市空き家バンクに登録された物件（以下「登録物件」という。）を利用し、山形市に移住・定住をする者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において登録物件の取引の仲介手数料に係る補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 登録物件について協力事業者（山形市空き家バンク実施要綱（平成28年8月1日施行）第2条第5号に規定する協力事業者をいう。以下同じ。）の仲介により売買又は賃貸借契約を締結した個人で、当該登録物件に居住しているもの

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 平成31年4月1日以降にこの市に住民登録をした者で、当該住民登録をするまで引き続き10年以上市外に居住し、かつ、前号の登録物件に住民票上の住所を有するもの

イ 東日本大震災により被災し、この市に避難している者（山形市総務部防災対策課が保有する「民間施設避難者名簿」に記載されている者に限る。）で、当該名簿の居住地が前号の登録物件であるもの

(3) この市の市税の滞納がない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が協力事業者に支払った宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定による登録物件の売買又は賃貸借契約に係る取引の報酬とする。

2 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の額に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第5条の規定にかか

わらず、山形市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付申請書（兼）同意書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 登録物件に係る売買又は賃貸借契約書の写し
- (2) 補助対象者に係る住民票の写し又は戸籍の附票の写し（第2条第1号及び第2号アに規定する事実が分かるものに限る。）
- (3) 補助対象経費に係る協力事業者の領収書（補助対象経費の内容が分かるものに限る。）の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、山形市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第2号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 規則第13条の規定にかかわらず、第4条の規定による補助金の交付の申請をもって、規則第13条の規定による実績報告に代えるものとする。

（補助金の額の確定）

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、規則第6条の規定による補助金の交付の決定をもって、規則第14条の規定による補助金の額の確定に代えるものとする。

（書類の整備）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付決定の日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間、関係書類を整理保管しておかななければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

山形市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付申請書（兼）同意書

年度の山形市空き家バンク取引仲介手数料補助金の交付を受けたいので、山形市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

なお、申請者の山形市の市税に係る滞納状況について、山形市が調査及び確認することに同意します。

記

- 1 補助金の交付申請額 円
- 2 登録物件の所在地 山形市
- 3 登録物件に係る協力事業者の名称
- 4 補助対象経費の支払日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 登録物件に係る売買又は賃貸借契約書の写し
 - (2) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し（第2条第1号及び第2号アに規定する事実が分かるものに限る。）
 - (3) 補助対象経費に係る協力事業者の領収書（補助対象経費の内容が分かるものに限る。）の写し
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

山形市長

印

山形市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請がありましたみだしの補助金につきましては、山形市補助金等の適正化に関する規則第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定するとともに、同規則第14条の規定により補助金の額を確定しましたので通知します。

補助金の交付請求は、所定の請求書により行ってください。

記

1 確定補助金額 円

2 交付の条件

- (1) 山形市補助金等の適正化に関する規則を遵守してください。
- (2) 山形市監査委員の監査を受けることがありますので、関係書類を補助金の交付決定日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は、整理保管してください。